東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、東浦町内における太陽光発電設備の設置事業に関し必要な事項を定め、その適正な実施を誘導することにより、設置場所及びその周辺の地域における災害防止とともに、良好な自然環境及び生活環境の保全に努め、もって持続可能な地域社会の形成に資することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）太陽光発電設備　太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（建築物等の屋根又は屋上に設置するものを除く。）をいう。

（２）設置事業　太陽光発電設備を設置する事業をいう。

（３）太陽光発電事業者　東浦町内で太陽光発電設備を設置し、太陽光発電事業を営む者及び営もうとする者をいう。

（４）設置区域　設置事業を実施する区域及び実施しようとする区域をいう。

（５）地元自治会等　設置区域の自治会その他関係者をいう。

　（適用を受ける事業）

第３条　この要綱の適用を受ける設置事業は、太陽電池モジュールの水平投影面積が1,000平方メートルを超える太陽光発電設備を設置しようとするもの（既に施工済みのもの又は施工中のものと一体的に行う場合で、その太陽電池モジュールの水平投影面積が、1,000平方メートルを超えるものを含む。）とする。

　（太陽光発電事業者の責務）

第４条　太陽光発電事業者は、関係法令を遵守するほか、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）を防止し、地元自治会等と良好な関係を保つよう努めるものとする。

２　太陽光発電事業者は、設置事業の施行及び施行後において事故等が発生したとき、又は地元自治会等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

　（設置事業の届出）

第５条　太陽光発電事業者は、設置事業に係る法令等に基づく申請又は届出の前までに、太陽光発電設備設置（新設・変更）届出書（様式第１）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて町長に届け出るものとする。ただし、第２号に掲げる書類は、事業者が法人の場合に限るものとし、副本への添付は不要とする。

（１）太陽光発電事業計画書（様式第２）

（２）法人の登記簿謄本

（３）縮尺１／50,000程度の設置区域位置図

（４）太陽光発電事業実施工程表

（５）縮尺１／1,000以上の土地利用現況図

（６）縮尺１／1,000以上の土地利用計画図

（７）排水計画図

（８）土地の地番及び土地の所有者等の権利を有する者が記入された公図の写し

（９）その他町長が必要と認める書類

２　太陽光発電事業者は、前項の規定による届出後に設置事業の内容を変更しようとするときは、当該設置事業に係る法令等に基づく申請又は届出の前までに、太陽光発電設備設置（新設・変更）届出書の正本及び副本に、それぞれ前項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて町長に届け出るものとする。ただし、町長が特に必要ないと認める場合は、この限りでない。

　（地元自治会等への説明）

第６条　太陽光発電事業者は、前条の規定による届出後に、地元自治会等へ設置事業の内容等について十分な説明を行い、地元自治会等の意向を把握し、理解を得るよう努めるものとする。

２　太陽光発電事業者は、前項の説明の状況について、太陽光発電事業説明結果報告書（様式第３）により、町長に報告するものとする。

　（協定の締結）

第７条　太陽光発電事業者は、前条第２項の規定による報告後、東浦町太陽光発電設備設置に関する協定書（様式第４）により町長と協定を締結するよう努めるものとする。

　（指導及び助言）

第８条　町長は、この要綱の目的を達成するため必要があると認めるときは、太陽光発電事業者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

２　太陽光発電事業者は、前項の規定による指導又は助言を受けたときは、処理状況報告書（様式第５）を町長に提出するものとする。

　（関係機関への情報提供）

第９条　町長は、太陽光発電事業者が設置事業を行うにあたり、法令に定める義務を遵守しないときは、関係機関へ情報を提供するものとする。

　（設置事業の着手又は完了の届出）

第10条　太陽光発電事業者は、設置事業に着手したときにあっては着手届（様式第６）を、設置事業を完了したときにあっては完了届（様式第７）を速やかに町長に届け出るものとする。

　（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、太陽光発電設備の設置に関し必要な事項は、町長が定める。

　　　附　則

１　この要綱は、平成29年10月５日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に法令等に基づく申請又は届出がなされている設置事業については、この要綱の規定は適用しない。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。